

平成29年度

食品製造業におけるHACCPの導入状況実態調査票

この調査は、農林水産省が統計法第19条第1項の規定に基づき総務大臣の承認を受けて実施するものです。

また、この調査票は秘密扱いとし、統計以外の目的に使うことはありませんので、ありのままを記入してください。

☆ 調査票の記入に当たっては、別冊の「調査票の記入の仕方」に従って、黒又は青のボールペンではっきりと記入してください。

☆ 御記入いただいた内容について、照会が必要な場合がありますので、連絡先の御記入をお願いします。

所属部署又は担当者名

電話番号

法人格を有する事業所の方は法人番号の御記入をお願いします。

法人番号（13桁）

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

☆ 調査票の御記入、御提出は、オンラインでも可能です。詳しくは、同封の「オンライン調査システム操作ガイド」を御覧ください。

☆ 調査及び調査票の記入に当たって、御不明な点などがありましたら、次の「問い合わせ先」にお問い合わせください。

問い合わせ先

名 称 :

住 所 :

担当者名 :

電話番号 :

貴社において複数の工場がある場合は、それらの工場を含めた企業全体の平成29年10月1日現在の状況や意向などについてお尋ねします。

問1 平成28年度中（平成28年4月1日～平成29年3月31日）に到来した直近の決算日前1年間の食品の販売総額（税込み）について該当する番号（1つ）を○で囲んでください。

- | | |
|-----------------|----------------|
| 1 5,000万円未満 | 5 10億円～50億円未満 |
| 2 5,000万円～1億円未満 | 6 50億円～100億円未満 |
| 3 1億円～3億円未満 | 7 100億円以上 |
| 4 3億円～10億円未満 | |

注：平成28年度中（平成28年4月1日～平成29年3月31日）に到来した直近の決算日前1年間での記入が困難な場合は、直近の決算期間（1年間）で記入してください。

問2 平成29年10月1日現在の従業者数のうち常用雇用者（注）について、該当する番号（1つ）を○で囲んでください。

- | | |
|----------|----------|
| 1 0～4人 | 5 30～39人 |
| 2 5～9人 | 6 40～49人 |
| 3 10～19人 | 7 50～99人 |
| 4 20～29人 | 8 100人以上 |

注：常用雇用者とは、「雇用契約期間の定めのない労働者」及び「雇用契約期間が1ヶ月以上の労働者」をいいます。

問3 貴社で製造している食品のうち、販売金額の合計が最も多い品目について、該当する番号（1つ）を○で囲んでください。

品目等		番号	品目等		番号
畜産食料品	肉製品	1	調味料	ソース	18
	牛乳・乳製品	2		食酢	19
	と畜	3		その他	20
	その他	4	糖類		21
水産食料品	ねり製品	5	精穀・製粉		22
	缶・瓶詰	6	パン類		23
	冷凍食品	7	菓子類		24
	乾製品	8	動植物油脂		25
	塩蔵品	9	めん類		26
	くん製品	10	豆腐・油揚げ		27
	節製品	11	冷凍調理食品		28
	その他	12	そう菜		29
農産食料品保存	野菜・果実缶詰	13	弁当		30
	野菜漬物	14	その他の食料品		31
	その他	15	清涼飲料		32
調味料	みそ	16	酒類		33
	しょう油	17	茶・コーヒー		34

問4 問3で回答いただいた品目の輸出の状況について、該当する番号を○で囲んでください。

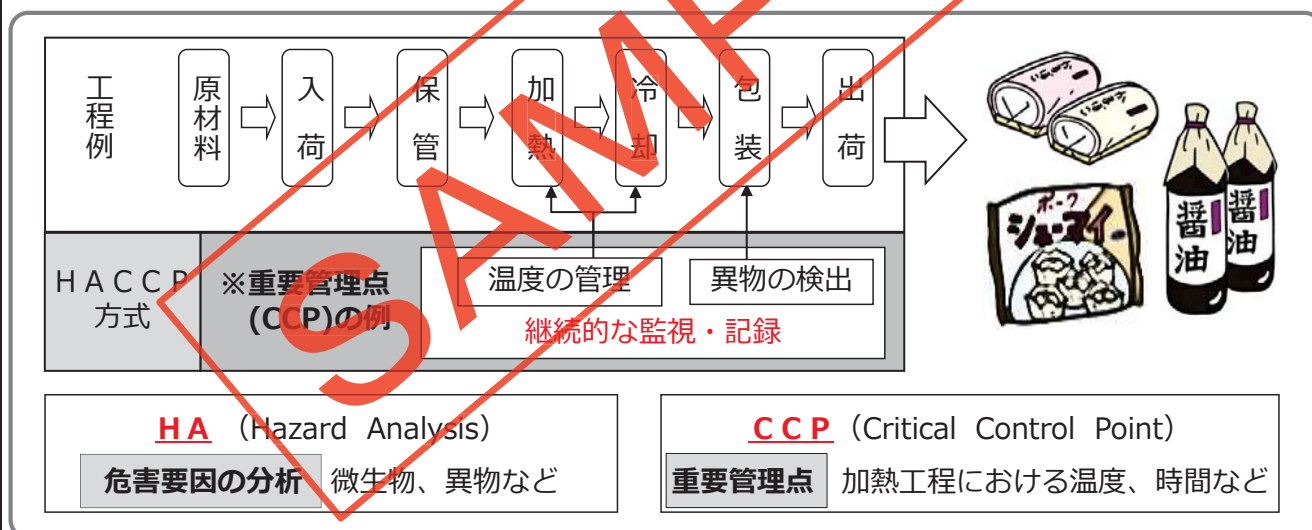
- 1 既に輸出をしている
- 2 輸出を検討している
- 3 輸出は検討していない

次に、HACCPの導入状況についてお尋ねします。

OHACCP（ハサップ）とは

HACCP（ハサップ）とは、原材料の受入から最終製品までの各工程ごとに、微生物による汚染、金属の混入などの潜在的な危害を予測（HA）した上で、危害の発生防止につながる特に重要な工程（CCP）を継続的に監視・記録することにより、製品の安全性を確保するシステム（工程管理システム）をいいます。

問題のある製品の出荷を未然に防止し、最終製品の安全性の向上を図ることが可能となります。



- ・本調査においては、HACCPの名称で呼ばれていない取組や、第三者認証を受けずに自主的に実施している取組等でも、上記と同様の取組がなされている場合は、問5で「HACCPを導入している」ものとしてお答えください。
- ・具体的には、「HACCPを導入している」（問5）とは下記のいずれかに該当する場合です。

第三者認証を受けているもの

<問6では3から12に該当します。>

(HACCPの名称で呼ばれていないISO22000、FSSC22000、JFSの認証も該当します。)

第三者認証を受けていないもの

<問6では1から2及び13から14に該当します。>

(取引先から求められ、HACCPと同等の衛生管理を行っている場合(問6の14に該当)や自主的にHACCPを導入している場合(問6の1、2に該当)などは、認証を取得してなくても該当します。)

問5 貴社におけるHACCPによる衛生管理の導入状況について、該当する番号（1つ）を○で囲んでください。

- 1 すべての工場で導入している
- 2 一部の工場又は一部の工程（ライン）で導入している
- 3 まだ導入していないが、導入途中の工場がある
- 4 これから導入に着手する予定
- 5 導入を検討している
- 6 今後、導入を検討する予定

7 導入については未定である ⇨ 問12へ
(9ページ)

8 HACCPによる衛生管理の考え方をよく知らない

⇨ 8に○を付けた方 → 質問は以上です。御協力ありがとうございました。

SAMPLE

問6 問5で1～3のいずれかと回答した方にお伺いします。
 貴社が導入しているHACCPによる衛生管理は、どのような方式によるものですか。
 問3で回答いただいた品目について、該当する番号（すべて）を○で囲んでください。

導入しているHACCPの方式		番号
自主的な取組	認証は取らずに、自社独自の取組みとしてコーデックスの7原則12手順（問5の前の説明を参考）を全て行う （管理運営基準のHACCP導入型基準（注1）に準拠して独自に実施するものを含む）	1
	認証は取らずに、業界団体作成の手引書などを参考にHACCPを行う	2
第三者による認証	FSSC22000の認証（注2）	3
	ISO22000の認証（注2）	4
	JFS規格 （日本発食品安全管理規格）	5
	JFS-B規格	6
	JFS-C規格	7
	対米国、対EU輸出水産食品の登録施設（注3）	8
	対米国、対EU輸出食肉の認定施設（注3）	9
	地方公共団体によるHACCP認証 （いわゆる地域HACCP）	10
	業界団体によるHACCP認証	11
	食品衛生法に基づく総合衛生管理製造過程承認制度 （いわゆるマル総）	12
その他（具体的に： ）		13
HACCP支援法に基づく高度化計画の認定（注4）		14
取引先（小売等）によるHACCP認証・取組（注5）		15
未定		16
導入する予定はない		

注：1 食品衛生法の規定に基づき、各都道府県等が条例で規定している基準のことです。

2 FSSC22000及びISO22000とは、HACCPを基本とした衛生管理のシステムです。

3 対米国輸出水産食品の登録施設、対米国輸出食肉の認定施設、対EU輸出水産食品の登録施設、対EU輸出食肉の認定施設とは、HACCPによる衛生管理を前提に、厚生労働省の取扱要領に基づき都道府県知事等が審査・登録・認定を行うものです。対米国輸出水産食品については、民間登録機関（大日本水産会等）が審査・登録を行うものを含みます。

4 HACCP支援法の正式名称は、「食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法」です。

5 取引先（小売等）によるHACCP認証・取組とは、取引に必要な条件として、取引先の認証を受けているもの又は認証は受けていなくてもHACCPと同等の衛生管理を行っているものです。

問7 HACCPによる衛生管理の導入予定時期について、問3で回答いただいた品目について、該当する番号（1つ）を○で囲んでください。

HACCPの導入予定時期		番号
すでに導入している		1
導入の終了予定	1年未満	2
	1年以上2年未満	3
	2年以上3年未満	4
	3年以上5年未満	5
	5年以上（導入時期未定を含む）	6
導入する予定はない		7

問8 問6で1、2、13、14又は15のいずれかと回答された方にお伺いします。今後、認証を取得しようと考えている場合、どのような認証を取得する予定ですか。該当する番号（すべて）を○で囲んでください。

HACCPの方法			番号
第三者による認証	FSSC 22000の認証		1
	ISO 22000の認証		2
	JFS規格 (日本発食品安全管理規格)	JFS-B規格	3
		JFS-C規格	4
	対米国、対EU輸出水産食品の登録施設		5
	対米国、対EU輸肉食肉の認定施設		6
	業界団体によるHACCP認証		7
	地方公共団体によるHACCP認証 (いわゆる地域HACCP)		8
	食品衛生法に基づく総合衛生管理製造過程承認制度 (いわゆるマル総)		9
	その他(具体的に:)		10
	未定		11

問9 問5で1、2、3、4、5 又は6と回答された方にお伺いします。

HACCPによる衛生管理の導入に当たっての問題点について、該当する番号（すべて）を○で囲んでください。

- | | |
|--|-----------------------------------|
| 1 施設・設備の整備（初期投資）に係る資金 | 6 従業員に研修を受けさせる金銭的余裕がない |
| 2 HACCP導入までに係る費用（コンサルタントや認証手数料など金銭的問題） | 7 HACCP導入手続きの手間（金銭以外の手間） |
| 3 HACCP導入後に係るモニタリングや記録管理コスト（金銭的問題） | 8 HACCPの管理手順が複雑（金銭以外の手間） |
| 4 従業員に研修・指導を受けさせたいが適切な機会がない | 9 HACCP導入の効果（取引先の信頼獲得など）が得られるか不透明 |
| 5 従業員に研修を受けさせる時間的余裕がない | 10 HACCPを指導出来る人材がない |
| | 11 その他（具体的に： ） |
| | 12 特に問題点はない |

問10 問5で1、2、3、4、5 又は6と回答された方にお伺いします。

HACCPによる衛生管理の導入による効果（又は期待する効果）について、該当する番号（すべて）を○で囲んでください。

- | | |
|----------------|------------------|
| 1 品質・安全性の向上 | 7 製品イメージの向上 |
| 2 事故対策コストの削減 | 8 企業の信用度やイメージの向上 |
| 3 製品ロスの削減 | 9 従業員の意識の向上 |
| 4 取引の増加 | 10 その他（具体的に： ） |
| 5 製品の輸出が可能（有利） | |
| 6 製品価格の上昇 | 11 特に効果はない |

問11 問5で1、2、3、4、5 又は6と回答された方にお伺いします。

H A C C Pによる衛生管理の導入に当たって、役に立った支援策（又は役に立つと考えられる支援策）について、該当する番号（すべて）を○で囲んでください。

- | | |
|---------------------------------|--------------------------------|
| 1 低利の融資制度 | 6 導入マニュアルの整備・活用 |
| 2 税の軽減措置 | 7 技術情報データベースの整備 |
| 3 H A C C P 責任者・指導者の養成研修
の開催 | 8 公的機関（保健所等）による指導 |
| 4 普及・啓発セミナーの開催 | 9 その他
(具体的に：) |
| 5 H A C C P の認証制度説明会の開催 | 10 特に支援を受けていない（特に支援
策は必要ない） |

質問は以上です。 御協力ありがとうございました。

SAMPLE

問5で「7 導入については未定である」と回答された方にお尋ねします。

問12 HACCPによる衛生管理の導入について未定である理由について、該当する番号（すべて）を○で
囲んでください。

- | | |
|--|-----------------------------------|
| 1 施設・設備の整備（初期投資）に係る資金 | 6 従業員に研修を受けさせる金銭的余裕がない |
| 2 HACCP導入までに係る費用（コンサルタントや認証手数料など金銭的問題） | 7 HACCP導入手続きの手間（金銭以外の手間） |
| 3 HACCP導入後に係るモニタリングや記録管理コスト（金銭的問題） | 8 HACCPの管理手順が複雑（金銭以外の手間） |
| 4 従業員に研修・指導を受けさせたいが適切な機会がない | 9 HACCP導入の効果（取引先の信頼獲得など）が得られるか不透明 |
| 5 従業員に研修を受けさせる時間的余裕がない | 10 HACCPを指導出来る人材がいない |
| | 11 その他（具体的に： ） |
| | 12 特に問題点はない |

質問は以上です。 御協力ありがとうございました。